

## 中核的労働要求事項に関する方針声明

株式会社ジョーメイは、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998年）に基づき、労働者の人権を擁護するため以下の方針を表明します。

### 1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

### 2. 強制労働の排除

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

### 3. 職業と雇用における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいによる差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。

### 4. 結社の自由及び団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2022年9月1日  
株式会社ジョーメイ  
代表取締役社長 加藤 雄也